

付 議 第 4 号

高知県社会教育委員会への諮問議案

高知県社会教育委員会に対して別紙のとおり諮問することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第16号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(16) 法令又は条例に基づく附属機関に対して重要な諮問を行うこと。

24高生涯第322号
平成24年8月 日

高知県社会教育委員会委員長 様

高知県教育委員会委員長

次の事項について別紙の理由を付して諮問します。

諮問

「県民の力を育み、絆を創出するための社会教育の在り方」

別紙

理由

高知県は、人口の自然減にともなう経済規模の縮小、予想を超える速さで進む中山間地域の過疎化・高齢化とともに、南海トラフの巨大地震への対応など県民の生活と生命に関わる重要な課題を抱えています。これらの課題に対して、本県は「課題解決の先進県」を目指して、高知の独自性を打ち出しながら、「経済の活性化」「県民の安全・安心の確保」「日本一の健康長寿県づくり」「教育の充実と子育て支援」「インフラの充実と有効活用」の5つの基本政策に基づき取り組んでいます。

高知県教育委員会においても、子どもたちの学力・体力・生徒指導上の課題に対応するために、平成21年度に「高知県教育振興基本計画」を策定し、本年度からは、今後4年間に重点的に取り組むべき具体的な施策を取りまとめた同計画の「重点プラン」に基づいた取組を進めています。また、これまでの取組による改善傾向を、よりいっそう確かなものとするためには、地域住民の人間関係の希薄化や核家族化等に起因する家庭や地域の教育力の低下などの課題にも取り組む必要があるものと考えています。

このような様々な課題を効果的に解決するためには、行政による施策の推進のみならず、①県民一人ひとりのもつ資質や能力を伸長し社会生活においてその能力を生かすこと、②県民一人ひとりが地域の課題を自らの課題としてとらえ、その解決にむけた自主的な取組を行うこと、③積極的な意識をもった地域住民がつながり、強い絆のネットワークによって地域全体の取組を推進していくことが必要です。

これらはまさに社会教育によって個人に、そして地域において育まれるものであり、様々な課題の解決を進めるための大きな力になるといえます。

しかしながら、高知県の社会教育に係る活動はかつてに比べて厳しい状況にあります。具体的には、市町村の財政状況の悪化等による公民館活動等の停滞、社会教育の担い手の減少、社会教育関係団体の組織力の低下等の傾向が見られ、地域住民の学びへの意識も決して高いとは言えない状況です。

高知県教育委員会としては、こうした社会教育に係る困難な状況を可能な限り改善するため、まずもって、社会教育の現場で活躍される方その他の有識者のご意見をいただきながら、県内の社会教育の現状と課題を今一度検証するとともに、公民館をはじめとした「地域の学びの拠点」を活性化することを中心として、今後の社会教育振興に向けた方策を検討することが必要であると考えています。

このことから、

「県民の力を育み、絆を創出するための社会教育の在り方」についてご意見をいただきたく、諮問いたします。

○社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）（抜粋）

（社会教育委員の職務）

第 17 条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

○高知県社会教育委員の定数及び任期等に関する条例

（昭和 25 年高知県条例第 7 号）

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条の規定により、高知県教育委員会に高知県社会教育委員(以下社会教育委員という。)を置く。

第 2 条 社会教育委員の数は 20 人以内とする。但し、特別の事項について必要のあるときは、5 人以内の臨時委員を定数外に置くことができる。

第 3 条 社会教育委員の任期は 2 年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 条 社会教育委員は、任期中といえども解職することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。